令和６年12月２日以降はマイナンバーカードと健康保険証が一体化されます

法改正により従来の健康保険証は廃止となり、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）での受診が基本となります。

国民健康保険・後期高齢者医療制度 Q & A

※勤務先の健康保険などに加入されている方は取り扱いが異なる場合があります。

Q1 健康保険証の廃止後、手元にある健康保険証はどうなりますか
>>> 記載事項に変更がなければ有効期限まで使用できます。

Q2 健康保険証の有効期限が切れた後はどうなりますか
>>> 有効期限を迎える前に、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を交付する予定です。**※申請不要です**

Q3 「資格情報のお知らせ」とは何ですか
>>> マイナ保険証をお持ちの方に対して交付される、ご自身の被保険者資格を簡易に把握するための書類です。マイナ保険証が利用できない医療機関での受診など、例外的な場合は、マイナ保険証と併せて提示すると受診が可能です。
※「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関などを受診できません。

Q4 「資格確認書」とは何ですか
>>> マイナ保険証をお持ちでない方に対して交付される、資格情報（負担割合など）が確認できる書類です。従来の健康保険証と同様、医療機関などの窓口で提示することで、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

Q5 マイナ保険証はどうしたら利用できますか
>>> マイナンバーカードの取得後、健康保険証としての利用登録をすると利用できるようになります。登録には、「マイナンバーカード」と「数字４桁の暗証番号（パスワード）」が必要です。医療機関などの受付・マイナポータル・セブン銀行ATMから登録できます。（役場での利用登録支援をご希望の場合は、国保年金係へお越しください）

CHECK! 従来の健康保険証からの切り替わりについて【フローチャート】

令和６年12月１日まで

従来の健康保険証を発行します。（記載事項に変更がない限り有効期限まで使用できます）
※再発行を希望する場合は、11月29日（金）までに役場の窓口に申請してください。

令和６年12月２日以降

下記のいずれかに該当するか
・新たに資格を取得する（社会保険離脱・転入・年齢到達 など）
・従来の健康保険証の記載事項に変更がある（住所・氏名・負担割合 など）
・従来の健康保険証が紛失などにより手元にない（再発行したい）

該当する（従来の健康保険証は無効となります）
→ マイナ保険証を持っているか
- **持っている** → 「資格情報のお知らせ」を発行します※1
- **持っていない** → 「資格確認書」を発行します

該当しない → 従来の保険証が有効期限まで使用できます。※2※3

※1 医療機関などの受診の際はマイナ保険証を使用してください。※2 マイナ保険証をお持ちの場合はマイナ保険証を使用してください。
※3 有効期限後の取り扱いについては「Q2」をご参照ください。

このページの内容は広報紙発行時点のものです。今後、内容が変更となる場合があります。　**町民課　国保年金係　☎86-6071**

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者あてに下記スケジュールにて送付されます。お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	対象者	送付時期	
①	令和６年１月１日から令和６年９月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	電子送付	令和６年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵送	令和６年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和６年10月１日から令和６年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）	電子送付	令和７年１月下旬
		郵送	令和７年２月上旬

※マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。（郵送がされなくなります）

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問などについては、日本年金機構ホームページをご覧ください。お問い合わせは下記のダイヤルへご連絡ください。

ねんきん加入者ダイヤル（ナビダイヤル）☎0570-003-004

個人事業税 第２期分の納期限は 12月２日（月） です

地方税お支払いサイトからのクレジットカード払いや、スマートフォン決済アプリでの納付も可能です。（領収証書は発行されません。）

香取県税事務所　☎54-1314

マイナンバーカードの窓口

マイナンバーカードを受け取ったあとのお手続きは？

申請
交付通知
受取（利用開始）

マイナンバーカードは便利な使い方ができます。
・本人確認書類になる。　・全国のコンビニなどで各種証明書が取得できる。
・健康保険証としての利用が始まっています。（利用には申込みが必要です。）　など

マイナンバーカードを紛失したら
下記の連絡先へお問い合わせください。紛失による再発行には手数料1,000円がかかりますので、なくさないようにお持ちください。

発行日から５回目の誕生日
電子証明書の更新

マイナンバーカードおよび電子証明書の更新について

マイナンバーカードおよび電子証明書にはそれぞれ有効期限があります。
有効期限の２～３か月前に有効期限通知書が送付されます。

電子証明書の更新（発行日から５回目の誕生日）
各種手続きで利用するためには電子証明書の更新が必要です。
有効期限通知書、マイナンバーカードをお持ちのうえ、役場窓口へお越しください。

発行日から10回目の誕生日
カードの更新

マイナンバーカードの更新（発行日から10回目の誕生日　※未成年者は５回目）
有効期限通知書にQRコードがある方は、スマホ申請をご利用ください。
QRコードがない方や、スマホ申請に自信がない方は、有効期限通知書、マイナンバーカードをお持ちのうえ、役場窓口へお越しください。

●11月の休日交付窓口
お仕事や学校などで平日の受け取りが難しい方は、こちらをご利用ください。
11月24日（日）　13:00～16:00（※なるべく前日までに電話予約をお願いします。）

町民課　町民係　☎86-6070（予約受付　平日 8:30～17:15）